



健康保険が使えるのか。
最近、肩がこっているし、
もんでもらおうかな♪



ちょっとまって！ 単なる肩こりに 健康保険は 使えません

もし施術を受けた場合は、全額自己負担になります。

ご注意ください！

柔道整復師に「健康保険が使えます」といわれ施術を受けたとしても、健康保険の適用範囲内であれば、後日、治療費の全額または一部を自己負担（返還）していただくことがあります。

医療費は、事業主とみなさんに納めていただいた保険料でまかなわれています。不適正な医療費支出は健保財政の悪化を招き、保険料の負担増加につながりかねません。整骨院・接骨院にかかるときは、下記のルールを守りましょう。



整骨院や接骨院で、柔道整復師の施術を受ける人が増えています。看板には「各種保険取扱」などと書かれています。どんな施術にも健康保険が使えるわけではありません。健康保険が使えるケース、使えないケースを確認しておきましょう。

柔道整復師の施術は正しく受けよう

使えるケース

●骨折、ひび、脱臼の
応急処置

(応急処置でない場合は
医師の同意が必要です)



●外傷性の打撲、
ねんざ、肉離れ



* 通勤中や勤務中のけがは、労災保険の取り扱いとなります。

使えないケース

全額自己負担に
なります



●応急処置後、
医師の同意の
ない骨折、ひ
び、脱臼



●症状の改善がみ
られない長期にわた
る施術

●スポーツによる
筋肉痛



●慢性的な肩こり・
筋肉疲労



●神経痛やリウマ
チなどからくる
痛み・こり



●あん摩・マッサージ
代替りの利用

●異なる患部への“ついで
マッサージ”

●過去の負傷等による
後遺症